

現 行	改 正 後
<p>1 共通事項 1-5 検査との連携 (2) 別紙ひな型</p> <p>(1-5別紙ひな型)</p> <p style="text-align: right;">金融第 号 平成 年 月 日</p> <p>生命(損害)保険会社 取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>平成 年 月 日を基準として、(〇〇〇〇等について)貴社を検査した結果を平成 年 月 日付金検第 号で通知したところであるが、通知した事項について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、保険業法第128条第1項に基づき報告を求めるので、平成 年 月 日()までに報告されたい。</p> <p>(新設)</p>	<p>1 共通事項 1-5 検査との連携 (2) 別紙ひな型</p> <p>(1-5別紙ひな型)</p> <p style="text-align: right;">金監第 号 平成 年 月 日</p> <p>生命(損害)保険会社 取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>平成 年 月 日を基準として、(〇〇〇〇等について)貴社を検査した結果を平成 年 月 日付金検第 号で通知したところであるが、通知した事項について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、保険業法第128条第1項に基づき報告を求めるので、平成 年 月 日()までに報告されたい。</p> <p><u>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができる。</u></p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>別添1: 参考様式集 (1) 保険会社関係 別紙様式70</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">財務(支)局長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった生命保険募集人(又は損害保険代理店)の登録については、保険業法第279条の規定に基づき、登録を拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>	<p>別添1: 参考様式集 (1) 保険会社関係 別紙様式70</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">財務(支)局長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった生命保険募集人(又は損害保険代理店)の登録については、保険業法第279条の規定に基づき、登録を拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>

現 行	改 正 後
<p>別添1: 参考様式集 (3) 保険仲立人関係 (別紙様式第3号)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4) 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">財務(支)局長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由:</p>	<p>別添1: 参考様式集 (3) 保険仲立人関係 (別紙様式第3号)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4) 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">財務(支)局長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由:</p>

現 行	改 正 後
<p>(別紙様式第33号) (日本工業規格A4) 号 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>金融庁長官</p> <p>印</p> <p>長期保険契約媒介認可の拒否について</p> <p>年 月 日をもって申請のあった件につき、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に内閣総理大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>(新設)</p> <p>記</p> <p>拒否理由:</p>	<p>(別紙様式第33号) (日本工業規格A4) 号 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>金融庁長官</p> <p>印</p> <p>長期保険契約媒介認可の拒否について</p> <p>年 月 日をもって申請のあった件につき、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができます。</p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>記</p> <p>拒否理由:</p>

現 行	改 正 後
<p>(別紙様式第36号) (日本工業規格A4) 号 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>金融庁長官 印</p> <p>長期保険契約業務方法変更認可の拒否について</p> <p>年 月 日をもって申請のあった件につき、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に内閣総理大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>(新設)</p> <p>記</p> <p>拒否理由:</p>	<p>(別紙様式第36号) (日本工業規格A4) 号 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>金融庁長官 印</p> <p>長期保険契約業務方法変更認可の拒否について</p> <p>年 月 日をもって申請のあった件につき、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができます。</p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>記</p> <p>拒否理由:</p>